

一般廃棄物処理業許可証

令和 7年 1月 7日

住 所 埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東四丁目4番地4

氏 名 東武商事株式会社

代表取締役 小林増雄

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

第7条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第7条第6項~~ の規定により許可を受けた者である
~~第7条の2第1項~~

ことを証する。

さいたま市長 清水勇人



許 可 番 号	さいたま市廃許可 第260号	
事業の範囲	業 の 区 分	収集・運搬業(積替え保管を除く。) 処 分 業 ()
	取り扱う一般廃棄物の種類	特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物に限る。
許 可 区 域	本許可証に記載する運搬先又は処分先とする。	
処理施設等の所在地	—	
処理施設等の種類及び処理能力	—	
運 搬 先 又 は 処 分 先	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市桜区上大久保1012番地 森田運送株式会社 首都圏営業所 さいたま市岩槻区上野5丁目2番19号 日本通運株式会社 岩槻指定引取場所 さいたま市見沼区深作2丁目26番1号 SBS即配サポート株式会社 岩槻デポ 	
許 可 の 有 効 期 間	令和7年1月1日から令和8年12月31日まで	
許 可 の 条 件	<ol style="list-style-type: none"> 収集運搬業務範囲は、<u>吉川市及び松伏町内</u>で排出される特定家庭用機器廃棄物の運搬のみとする。 一般廃棄物処理基準を遵守すること。 特定家庭用機器廃棄物の運搬先は、本許可証の運搬先又は処分先の欄に記載する指定引取場所とすること。 特定家庭用機器廃棄物の運搬に際しては、本市の車両基準を満たしていない運搬車両を使用しないこと。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に掲げる生活環境の保全を目的とする法令を遵守することのほか、その他関係法令、条例、規則、要綱等を遵守し、誠実に業務を行うこと。 前各号に掲げるもののほか、市長が必要に応じ指示する事項に従うこと。 	
変 更 の 状 況	—	

【東武商事株式会社 公表用】 次の利用目的に限るものとし、当社の許諾を得ない目的外利用は無効。

「①許可内容を確認する為の閲覧」又は「②当社と締結した処理委託契約に添付する許可証の写しの更新の為の複写・保存」

遵 守 事 項（収集運搬業）

- 1 他の者にこの業務の承継及び下請けをさせないこと。
- 2 従業員の指導監督及び一般廃棄物の取扱いに関する一切の行為についてその責任を負うこと。